

ちとせスーパープレミアム付商品券発行事業実施要領

1. 事業名：ちとせスーパープレミアム付商品券発行事業
(名称：～みんなでまちを盛り上げよう！～ちとせスーパープレミアム付商品券)
2. 目的：新型コロナウイルス感染症の拡大により、長期間、市民生活や雇用、教育、経済活動など、様々な分野において広範囲に影響が及んでいることから、市内における消費回復と地域経済の活性化を図ることを目的として、市内参加店舗で利用できるプレミアム付商品券発行事業を実施する。
3. 実施主体：千歳商工会議所・千歳市
4. 協力依頼：千歳市、千歳市商店街振興組合連合会、市内商店街振興組合・振興会、千歳料飲店組合、北海道社交飲食生活衛生同業組合千歳支部、千歳管内喫茶店同業組合、北海道理容生活衛生同業組合千歳支部、北海道美容業生活衛生同業組合千歳恵庭美容協会、北海道クリーニング生活衛生同業組合千歳恵庭支部、千歳地区ハイヤー事業協同組合、一般社団法人千歳観光連盟、支笏湖温泉旅館組合、千歳建設業協会、千歳建築交友会、千歳環境整備事業協同組合、千歳電業協会、千歳電通業協会、千歳市管工事業協同組合、千歳造園建設業協会、千歳市住宅防音協力会、北海道板金工業組合千歳支部、千歳市左官業組合、千歳鳶土工事業協会、千歳塗装組合他（順不同）
5. 配布対象：令和2年10月1日時点で千歳市住民基本台帳に登録されている市民全員
6. 発行総額：11億7,960万円
7. 発行額面：500円（1枚）
8. 発行枚数：196,600セット（1セット12枚綴 6,000円×196,600冊）
9. 商品券：1冊6,000円（500円×12枚）を4,000円で販売（プレミアム率50%）
10. 購入上限：世帯人1人あたり2冊（額面12,000円）までとし、世帯ごとに計算
11. 発送方法：11月上旬より随時、千歳市から対象世帯へ「購入引換券」を送付
販売会場で「購入引換券」を提示し、購入可能上限冊数まで商品券を購入
12. 発売期間：令和2年11月16日（月）～令和2年12月11日（金）
13. 商品券販売会場：千歳市内各郵便局（14ヶ所）及び千歳市役所臨時特設窓口

14. 使用期間：令和2年11月16日（月）～令和3年4月30日（金）
※有効期限（令和3年4月30日）を過ぎた商品券は使用できませんのでご注意ください。
15. 参加店舗：千歳市内で事業を行っている小売・飲食・サービス・建設業などを営む事業者で、本事業の趣旨に賛同し参加を希望する事業者
ただし、次に掲げる事業者は除きます。
1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う事業者
 2. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
 3. 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
 4. その他本事業の目的に相応しくない事業者
16. 参加登録：「ちとせスーパープレミアム付商品券発行事業」参加登録申請書に必要事項を記入し、持参していただくか郵送にて申し込み下さい。
受付：千歳商工会議所 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
※「ちとせ市民応援商品券発行事業」に参加されている事業所は、FAX並びにメールでの申込可能です。それ以外で、FAX並びにメールで先に申込されたところは、後日原本の提出をお願いします。



←会議所HPはこちら

17. 登録締切：令和 2年 9月30日（水）（以後も随時登録を受け付けます。）
※締切を過ぎますと、PR用チラシ等に掲載されない場合があります。
ただし、HPは随時参加店を更新。
18. 参加経費：本事業においては、換金手数料・振込手数料の参加店舗負担はありません。
19. 主な内容：(1) 商品券の取扱い
(2) 商品券事業の参加店PR
(3) 商品券の換金処理
20. 換金手続：換金期間 令和2年11月16日（月）～令和3年 5月21日（金）
換金場所 千歳商工会議所
「ちとせスーパープレミアム付商品券」換金請求書兼確認書（以下「換金請求書」）など、以下の書類を千歳商工会議所へご持参して下さい。

※換金期間を過ぎますと換金できませんので、予めご了承下さい。

- (1) 換金請求書
- (2) ちとせスーパープレミアム付商品券

換金手続の方法

支払いは振込にて処理します。

振込（原則）

- (1) 換金請求書に商品券を添えて千歳商工会議所へ持参
- (2) 換金請求書(押印)及び商品券の枚数を確認
- (3) 換金請求書の写しを発行
- (4) 支払い 指定口座へ振込

※月～金曜日に受付分は、翌週の水曜日までに振り込みます。

※なお、事務処理の関係により手続きが遅れる場合がありますが、その際には事前にご連絡しますのでご了承願います。

- (5) 振り込まれた金額を確認下さい。

21. 広報宣伝：(1) ポスター／公共施設、金融機関、登録事業者など
(2) 周知方法／新聞記事（道新）掲載依頼、
HP（商工会議所及び市役所）、広報ちとせ、情報紙ちやんと、
市民カレンダー、商工千歳など
22. 利用制限：次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。
 - (1) 参加登録店以外での使用
 - (2) たばこ等の購入（法律により小売定価以外による販売が禁止されているもの）
 - (3) 出資や債務の支払い（公共料金、税金、銀行等の金融機関での振込代金、払込み手数料等）
 - (4) 金融機関への預け入れ
 - (5) 換金性があり、広域的に流通しうるもの（有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券、図書券、宝くじ、切手、印紙、官製はがき等の前払式証票類）等
23. 留意事項：(1) 商品券の額面は、1枚500円です。
(2) 商品券は現金との引換はできません。また、釣銭はできません。
(3) 商品券は譲渡や転売等はできません。
(4) 発行者印のなきもの、商品券の有効期限（令和3年4月30日）を経過した商品券は無効となります。
(5) 商品券の見本を確認し、真偽の判別は各店舗にて責任をもって商品券を受領して下さい。

※偽装防止対策（ホログラム使用）をしています。

24. 付帯事業：事業名：「ちとせスーパープレミアム付商品券アフタープレミアム事業」
事業内容：ちとせスーパープレミアム付商品券発行にあわせ、市内中小店舗での利用を促進するため、中小店舗で一定金額（2,000円）以上の購入者に対し、抽選により景品が当たる事業を実施する。
実施時期：令和2年11月16日（月）から令和3年2月28日（日）
抽選時期：令和3年3月上旬から中旬
対象店舗限定商品券の利用期限：令和3年4月30日（金）

25. 「北海道スタイル」への実施協力をよろしくお願いいたします。

26. お問い合わせ：【参加店に関すること】

千歳商工会議所

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6

TEL：0123-23-2175 FAX：0123-22-2122

ホームページ <http://www.chitose-cci.com>

E-mail info@chitose-cci.or.jp

【商品券に関すること】

千歳市産業振興部主幹（産業政策担当）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34

TEL：0123-24-0116 FAX：0123-22-8854

ホームページ <https://www.city.chitose.lg.jp>

E-mail sangyoseisaku@city.chitose.lg.jp

【アフタープレミアム事業に関すること】

千歳市商店街振興組合連合会

〒066-8508 千歳市幸町1丁目9番地（ニューサンロード内）

TEL：0123-26-7007 FAX：0123-26-0759

ホームページ <https://www.chi-ren.jp/>